

「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続きについて（骨子）（案）」についての意見

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 大信 政一

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。食の安全、安心は組合員の願いです。

パルシステムグループでは、遺伝子組換え作物による環境への影響の懸念等を踏まえて、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は原則として取り扱わないことを方針化するとともに、現行の表示制度における対象外の商品についても遺伝子組換え作物の使用を副原料まで確認して組合員に開示しています。前提として、2018年7月に欧州司法裁判所の判決にも鑑み、新形質を作出する速度を飛躍的に高める可能性のある技術であるゲノム編集技術は、生物多様性や食品衛生への予期しない悪影響を予防するため、外来の遺伝子及びその一部が残存しない場合でも生物多様性影響評価や食品安全性審査の対象とするべきだと考えます。

仮に、細胞外で加工した核酸やその複製物が残存していない生物に要求する措置を「情報提供」に留めるとしても、手続き上の透明性を担保して生物多様性への悪影響の防止が必須であり、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の情報提供等に関する具体的な手続きについて（骨子）（案）」（以下「案」）に対して以下意見します。

記

1. 事前相談の過程に関する十分な検証・確認とその十分な情報公開を要望します

＜意見の理由＞

案1では、農林水産省への事前相談でカルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当するか否かを確認した上で、情報提供書が提出・公開されることになっています。判断過程の透明性を担保するため、学識経験者への意見聴取も含めた事前相談の過程も情報公開するべきです。

2. 標的とした塩基配列以外にも変異が生じる蓋然性が高い塩基配列についても、配列の変化とそれに伴う生物多様性への影響が生じる可能性に関する考察を義務付けてください

＜意見の理由＞

ゲノム編集技術では、標的部以外以外の塩基配列への変異の導入（オフターゲット）が起こり得ます。厚生労働省の「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取り扱い要領（案）」及び「届出に係る留意事項（案）」においては、オフターゲットが起こる蓋然性が高いと推定される塩基配列についても潜在的な健康影響の確認を求めています。案においてはオフターゲットの確認は義務付けられていません（別記1-9(1)）。オフターゲットの可能性も考慮に入れて生物多様性影響が生ずる可能性を考察するべきです。

3. 使用後の生物多様性影響に関する定期的なモニタリングを義務付けてください

＜意見の理由＞

飼育・栽培生物などが自然環境に逸出して生物多様性に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、その発見や対策が遅れば原状回復はより困難になります。ゲノム編集技術では新しい品種等が作出され圃場等で使用される速度が大幅に高まる可能性があり、その場合は自然環境への逸出のリスクも必然的に高まります。案3（1）では、対象生物の使用等による生物多様性影響のおそれを使用者が判断した場合に取るべき措置などが義務付けられていますが、使用者の判断に任せるのみでは、悪影響の発見や対策が遅れてしまうおそれがあります。国による自然環境中への逸出やそれに伴う生物多様性への悪影響に関する定期的なモニタリング措置を規定するべきです。